

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 39 条の規定により、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 26 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	22	19	2	0	2	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	28	20	8	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	12	0	9	1	4	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
取用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人鳥取環境大 学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	62	39	19	1	6	0	0	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	180
知事（企業局）	0
教育委員会	2,386
警察本部長	151
人事委員会	366
病院事業管理者	0
合 計	3,083

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

- 3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況  
請求なし
- 4 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数  
申出なし
- 5 不服申立ての件数及び処理状況  
申立てなし